

6. 「らい予防法」の成立と抵抗

はじめに

本節では、「らい予防法」の成立過程において菊池恵楓園自治会がどのような抵抗を展開したかについて明らかにしたい。予防法改正反対運動の全体像については、『全患協運動史』や藤野豊氏による『近現代ハンセン病問題資料集成』戦後編第2巻および補巻12の「解説」などを参照してほしい。

一 予防法改正促進運動の背景

菊池恵楓園自治会（以下「菊池支部」という。）は、全癩患協の第一回書面会議に意見書として「患者保護法の制定」を提出するなど、早くから「癩予防法」の改正を主張した。『菊池野』は、その理由を「菊池恵楓園は一昨年の大増床に伴い、現行癩予防法による⁽⁷⁷⁾施行による幾多の摩擦を生じたのであるが、又時代的なズレとして多くの矛盾を含んでおり、かゝる事実と逢着して癩予防法の早急なる改正を痛感し」（編集部「癩予防法改正の現段階」、『菊池野』1952年9月号）たためとしている。一千床増床を機に、「無らい県運動」はより一層強化された。それによって生じた多くの人権侵害（「熊本県下の悲惨事」『集成』補巻12など参照）に直面した菊池支部は、九州各県の衛生部や保健所に対して強制収容や家族検診の反対、秘密漏洩の防止、消毒の際の配慮といった申し入れに迫られた。また、増床は単に収容の強化をもたらしただけではなかった。「一千床拵⁽⁷⁸⁾と同時に看護付添の面、その他の作業も極度にひろめられ、患者の健康の限度では追いつけなくなって」おり、入所者たちは「人為的に「病勢をつのらせ」ていた（「不自由室の懇談会から」、『菊池野』1953年4月号）。そのため、菊池支部は1951（昭和26）年6月10日の一千床増床工事落成式に出席する条件として運営の民主化や癩予防法改正に協力することを園当局に約束させていた。しかし、『全患協運動史』（1977年）によれば、園当局は「どうして満床にするか、それで頭が一杯になり、改正運動は自分らでやれ、という態度に変わって」しまう。

このような中、菊池支部は、1952（昭和27）年5月に開かれた第一回支部長会議に意見書として「癩予防法改正について」を提出する。支部長の加納敏克は、提案の理由を「現在我が支部で一番関心を寄せているのは本問題である。予防法が改正され、正しい癩行政が確立されぬ限り、今後の療養所の進展は期しがたい」としている。そして、「改正の骨子」を「1、人権を尊重したものであること、2、保護法的性格をもち、秘密保持等に充分意を注いだものであること、3、従来⁽⁷⁹⁾の収容隔離のみ重点を置かず、全快と社会復帰の面を考慮したものであること、4、社会人の啓蒙を意図するもの、5、用語も逃走、収容、未感染児童等の語は未⁽⁸⁰⁾適当であり、変更されたい、6、癩患者の生活保障を含み、そのために園長が民生委員として、秘密裡に保障の講じられるよう望む、7、園長の懲戒検束権につい

での規定に絶体(々々)反対、8、検診、入園の取扱について考慮されたい」と説明している。最後に加納は「この際、急速に、改正について全患協で手を打ってもらいたい」と要請している（「支部長会議々事録」、『集成』戦後編第2巻）。

二 宮崎松記園長の発言

支部長会議の際、全癩患協本部は各支部に1951（昭和26）年11月8日に行われた三園長証言の要旨を配布し、慎重に取り扱うよう求めていた。しかし、菊池支部にとって三園長証言における宮崎松記園長の発言は看過できるものではなかった。菊池支部の早野高義は「このことが翌二十七年六月われわれ患者の耳に入り、再び暗黒時代の痛苦をなめさせようとする政府と三園長に対するはかり知れぬ憤激は、ライ予防法改正運動の導火線」（「人権の危機—ハンセン氏病患者に死刑の判決—」、『菊池野』1954年3月号）になったとしている。1952（昭和27）年7月、菊池支部は独断で三園長証言の要旨を入所者に公表し、宮崎に対して発言の撤回を要求する。その一方で、全癩患協議長に対して「事ここに至っては止むを得ず一般患者にも議事録の要旨を伝えた訳でありまして、……私共としましては現在まで当園長には心からなる信頼感をよせていたのでありますが、それだけに裏切られた思いも強く一般患者の声が翕然高まった訳であります」と説明している（「患患発第二号昭和二十七年七月二七日「園長発言について」、『集成』戦後編第2巻）。

三園長証言における宮崎松記の発言とはどのようなものだったのか。宮崎は強制収容について、現行法では「徹底した収容はできない」ので「この際本人の意思に反して収容出来るような法の改正」を求めている。また、検事正から「本人の意思に反して無理に入れるということは私どもできないと解する」が「問題が起っても、適当に処理しますからやってください」と了解を得た上で強制収容を行っている現状を明かしている。さらに「社会保障の徹底によりまして、かなり強制しないでも収容し得る状態になすことができる。で、保育所とか養老院とか、そのほかの施設をこの際拡充強化していただいて収容の裏付けをして頂きたいとしている。宮崎は、社会保障が徹底されているにもかかわらず「それでもなお患者が収容を肯じない場合」のために、法改正によって強制収容を明確にすべきという考えだった。懲戒検束規定については、公共の福祉を理由に憲法違反ではないとする厚生省の通達（「療養所入所患者に対する癩予防法に基づく懲戒検束の執行について」1950年2月24日）はあるものの、「施設における現場におきましてはいろいろな問題」があるために「適用できない事情」にあると述べている。宮崎によれば、「適用できない事情」とは、療養所の機能や予算が十分ではないために「運営の大部分を患者の精神的並びに肉体的の労力に依存」せざるを得ず、「遺憾ながら運営の実権を患者に握られて」いる現状を指していた。それが「患者のいわゆる自由主義のはき違え」につながり、「拘束を受け入れるいわれはない、自由に出歩いたって何ら咎むべきでない」という主張につながっているという見解だった。そのため、宮崎は「隔離の根本理念を確立して頂きまして、

患者が如何ように申し参りましても、こういう方針だと私ども確信を以て患者の隔離を断行できる理論的な裏付けをして頂きたい」と強く要望している。宮崎の発言から、宮崎自身が明確な根拠のないまま強制収容や懲戒検束を行っていたことがうかがえる。その一方で、「名称改変の問題」については「アメリカではすでにハンゼン氏病というように一般的に申しております」と理解を示し、「癩の初期に、そういった治りましたならば直ちにこれが社会復帰できるような国としての措置をとって頂きたい」と、あくまで条件付きながら軽快退所を容認する姿勢も見せていた。菊池恵楓園から「プロミン第一号」が出たのは、三園長証言が行われた直後の11月16日のことである。

三園長証言の要旨を入所者に公表した後、菊池支部は文書で宮崎に発言の真意を問い質し、さらに1952（昭和27）年7月26日と28日に面会している。この際、宮崎は病名の変更、「癩予防法」を改正して「保護法的な性格を織り込むこと」、「全快者」の退所などに同意するが、強制収容については三園長証言で示した見解を繰り返した。また、「現行の懲戒検束に関する規定は之を廃止して差し支へない」としながら「無断外出については適当な制約が設けられるべきである」と述べている。さらに宮崎は「みだりに外出するものに対してはこれを未然に防ぐ意味から何らかの規定をもたなくては対社会的に予防対策が十分ではないので、「患者自治が十分これ等の問題の処理に当ることが出来ればそれに委せてもよいが園内問題と違い対社会的なものだけに此の程度の規定は当分必要」と付け加えている（「宮崎園長の改正案に対する見解についてほか」、『集成』補巻12）。

30日、菊池支部は一般入所者も参加した患者公聴会を開く。この場で、宮崎は「本人の意志に反しても」という強制収容に関する発言を取り消すことに同意する。さらに、「我々は園長の誠意を疑っているのであるが、明日にでも上京して参考意見の取消し、並びに法の改正促進に有効な手が打てる御決心がありますか」という質問に対して、「明日にでも上京し、諸君の意のある所を関係方面に伝える意志がある」と回答し、「癩予防法に関する陳情書」を手を上京する。陳情書の内容は「一、保護法的性格を持った予防法にする。

（イ）人権を尊重したもの（ロ）秘密保持について万全を期すること（ハ）癩の名称を「ハンゼン氏病」と改めること。二、入所患者の生活保護金（慰安金）を法定されたい。三、家族の生活保障を考慮されたい。四、懲戒検束規定を廃止されたい。（イ）園長の警察権は認められない。患者の人権は国家から保障されるべきであり国法以外には個人に何等かの法的権限を持たせるということは絶対に反対である。療養所内に起る患者間の内紛又は療養方針に反する行為があった場合患者自治の健全なる成長により解決するものである

（ロ）犯罪は刑法により処置されたい。五、強制収容の条項を削除されたい。入園はあくまでも説得による合議であり、伝染系統も判明しない現在余り伝染力のみ誇大に宣伝して社会に不安を零し患者をやむなく入園させるなど患者の人間性を無視しないやう考慮されたい。六、全快者又は治癒効果があり病毒伝播の恐れのない者の退園を法定されたい。七、一時帰省を決定されたい。八、患者の検診入所等取り扱いに関しては秘密保持を厳かにされたい」というものだった。また、宮崎は「一、懲戒検束規定廃止の件、一、強制収容廃

止の件、一、患者自治抑圧是正の件。右の項目の実現に今後共努力する」という「確約書」に7月31日付で署名・押印する（「参議院厚生委員会における宮崎園長の参考意見についての患者公聴会の要旨」、『集成』補巻12）。

菊池支部が何度も宮崎と議論を重ねた理由は「当園長の証言の影響を思う時、これは当園の患者側の責任としても先ず園長との間に一致点を見出すことが急がれたのである。園長としても管理者として又対社会的な立場から患者側とは別な見解もあらうが然し療養所の運営は施設長と患者側の協力によって初めてその機能を発揮するものであり、互いにその立場を開陳して話し合ってみれば、必ず一致点を見出すことを信じた」（前掲「癩予防法改正の現段階」）ためであった。ただ単に反対や抵抗するのではなく、立場の違いによる意見の相違を踏まえた上で議論を重ね、よりよい療養所を築こうという考えに根ざしたものだ。

三 予防法改正促進運動の本格化

菊池支部の独断には全癩患協内で議論も生じた。これに対して、菊池支部は意見書の中で「一、予防法改正促進委員会を結成し、これが貫徹に全力を注いでいる。園長とも絶えず連絡をとり条文の具体的検討を行っている。二、各支部が本問題の重要性を充分認識していないので支部長会議を開催し、各支部の結束を充分固める必要がある。三、これについて、当支部から連絡に二名ほどそちらに派遣したく思っております。事務局の御意向いかん。四、議事録全文を各支部に配布せよ。あゝした証言が入れられ、もし法定化されたら、光田園長の今までのライ施策をしる限り、それが濫用されるか、それが怖ろしいのです。癩問題解決の為にライ患者が犠牲にされることを怖れる。是非証言の全文を全病友に公表して貰いたい。五、支部長会議の開催が困難ならば、当支部の連絡員がそちらに行き、充分協議し、帰路そちらの連絡員と帯同して愛生園で協議すれば相当の効果があると思う。六、当園の園長は相当我々の線に近づいて来たので＜表面の彼の言によると＞この際所課長会議を開かせて協議させてはどうか」と予防法改正運動の促進を各支部に呼びかけている（「癩予防法改正運動の方策に関する各友園の意見」、『集成』戦後編第2巻）。議論の結果、1952（昭和27）年9月10日、全癩患協は9月10日に三園長に対する正式抗議に加え、組織内にらい予防法改正促進委員会を設置することを決め（正式発足は10月10日。委員長は全癩患協議長が兼任）、同20日に三園長証言の全文を支部に配布する。ここに予防法改正運動が本格的に始動することになる。

この間の菊池支部の動きをまとめてみよう。9月8日、菊池支部は各寮に配布していた「菊池支部に於る『癩予防法改正案』の大綱」について園内放送で説明し、9日には公会堂で報告会を開いて一般入所者との間で質疑応答を行っている。11日には、来園した谷口弥三郎参議院議員に対して予防法改正について陳情を行っている。この際、谷口は「国民福祉」、「全体の福祉」を理由に収容を「絶対に強制してはならないということはいえないだろう」

とだけでなく、懲戒検束規定についても「全面的に取りやめるということは出来ない。園内の秩序維持の立場から、ある場合にはむしろ必要ではないかと思う」と述べている（「癩予防法改正についての患者の陳情に対する参議院厚生委員会癩に関する小委員会委員長谷口弥三郎氏の説明概要」、『集成』補巻12）。また、13日と18日の両日、菊池支部予防法改正促進委員による座談会を園内放送している。座談会の内容は明らかではないが、菊池支部予防法改正促進委員のメンバーは8月12日にも緊急座談会を開いている。この座談会は「我々は旧憲法下に生かされている一癩予防法の改正を望む」と題して『菊池野』1952年8月号に収録されているが、「明治時代に創られた癩予防法」、「家族え(マ)の社会保障は充分であるか」、「治療面に重点を置いてもらいたい」、「誇大宣伝はやめて貰いたい」、「園長の懲戒検束権は絶対反対」、「患者自治について」、「強制収容について」の7つのテーマが議論されている。

予防法改正運動が本格的に始まったころ、聖成結核予防課長（10月6日）、黒川武雄厚生相と松野頼三厚生次官（11月2日、ともに熊本県出身）、坂本泰良衆議院議員（同22日）らの来園が相次いだ。この機会をとらえて、菊池支部は面会の際に予防法改正について質疑を行っている（「十・十一月園内主要日誌」『菊池野』1952年10月号）。また、12月初旬から予防法改正を訴える投書活動も開始し、地元選出の国会議員に対して「癩予防法改正の請願書、それに全入園者の署名書を附して協力方依頼」し、来園を招請する（「全園挙げて運動促進に協力—菊池支部の近況について—」、『菊池野』1953年1月号）。投書は1953（昭和28）年2月5日までに2000通に及んだ。

1953（昭和28）年1月5日から7日にかけて、菊池支部は全入所者に対して「癩予防法改正に関する全癩協本部の運動状況につき園内放送をもって報告」している。また、9日付で全癩協本部に送った意見書では「既に請願中のものを一層強力に促進させる。特にライ予防法改正に当っては全力を挙げてこれに当る」ことを主張している（「第四回書面会議々案採決について」、『集成』戦後編第2巻）。同月、招請に応じて来園した地元選出の松前重義衆議院議員（16日）、城義臣参議院議員（22日）に対して「癩予防法改正について協力方」を依頼し、31日にも予防法改正以外の十項目の請願を地元選出の国会議員に一斉に発送している（「一月の主要園内日誌」、『菊池野』1953年1月号）。

四 改正促進から改悪反対へ

1953年2月、日本社会党左派の長谷川保衆議院議員が全癩協と協議を重ねながら「ハンセン氏病法案」を提出する動きを見せると、厚生省は方針を転換して自ら法改正に乗り出す。宮崎松記は2月10日に全癩協本部と療養所長との面談に出席し、11日には所長会議に出席する予定だった。菊池支部は8日に宮崎と面談し、「所長会議開催時の事前打ち合せ」（「二月の園内主要日誌」、『菊池野』1953年3月号）を行っている。どのような「事前打ち合わせ」が行われたか不明だが、「癩予防法に関する東京出張報告記録（昭

和二十八年二月九日～十七日）」（『集成』戦後編第2巻）によれば、宮崎は全癩患協との面談で無断外出を抑えるために何らかの罰則規定が必要であることを主張し、「この一点さえ確信を持てれば患者側のすべての要求の趣旨には賛成であるから積極的に努力する旨説明」したとしている。11日の所長会議では、厚生省が発言を「極秘とする」ことや「関係書類は終了後返却すること」を命じたことに対して、宮崎は「むしろ公開し、速記をとり、或は録音して患者にそのまま知らすべき」だと主張したとしている。また、宮崎は提示された改正草案の要領について、「各種罰則（この内特に注目すべきは、厚生省原案では無断外出に対して、六ヶ月以下の懲役又は罰金となっているが、これに対しては極力反対した）」としている。「二月の園内主要日誌」には14日に菊池支部と宮崎が面会したという記載が見られる。宮崎は未だ上京中であり誤植と思われるが、帰園した宮崎に出張内容を問い合わせたのではないだろうか。22日には、「改正運動促進のため署名を附して協力方を各方面に依頼」した「文書を百五十通」を送している。

3月、全癩患協は正式に名称を全患協と改める。9日付の「予防法改正運動の現況について」（『集成』戦後編第2巻）によれば、「四十名の署名を一組とするもの、第一回分八十七通、尚続いて行。宛先は、衆・参議長、衆・参厚生委全員、地元代議員、厚生省」とあり菊池支部は地道な投書活動を継続している。そのような中、11日に来園した高田浩運医務局次長（熊本県出身）と菊池支部との面会が行われた直後の14日、「らい予防法」案が第15回国会に提出される。法案は強制隔離条項を明記し、懲戒規定として謹慎・戒告が残されたままであった。しかし、衆議院の解散によって法案は審議未了となり、次国会に回されることになる。同月、『菊池野』1953年4月号の「園内主要日誌」によれば、3月、菊池支部は3日、12日、30日と三度にわたり宮崎と面会している。30日の面会は法案の提出を受けたものだった。菊池支部は26日に「御願書」（『集成』戦後編第2巻）を提出して、緊急の面会を要望し、宮崎の法案に対する見解を問うために緊急の面会を求めている。「御願書」には「前回園長に面会して取りきめました程度の取締によって今後無断外出については防止出来る」といった記述が見られることから、12日の面会の際、菊池支部と宮崎は、懲戒検束規定によらない園内秩序のあり方について何らかの協議をしていたと考えられる。「園内主要日誌」には、30日の面会で「政府案の予防法について園長の見解をもとめ」たことのみ記され、宮崎がどのような「見解」を示したか定かではない。

4月9日から2日間、第26回日本らい学会総会が県立熊本女子大学（現熊本県立大学）で開催される。菊池支部は8日から10日にかけて斉藤療養所課長や宮島事務官、各園の所長と面会しているが、事前に全患協本部を通じて各支部に働きかけを要請していた。その内容は「改正案を審議するための全園長の会議を、必ず持って貰い、「患者側の要望の線を強く提示して、その線に添って発言してもらおうよう」自園の園長に働きかけてほしいというものだった（事務局発六八二号支部報二三号「日本ライ学会開催について緊急連絡」、『集成』戦後編第2巻）。しかし、面会における「課長達の態度は殆ど一方的に患者を抑えつけてくるもの」で、集まった入所者から野次も飛んだ。斉藤課長は「患者側にははつき

りと次国会に法案提出は必至」としながら、所長たちから法案に対して不満が表明されると「廃案になったのであるから充分修正の余地が余される」と正反対な内容を述べている。宮島事務官も「法律としては、社会の公共福祉を確保するため」に「どこまでも勸奨による収容を望んでいるが、しかし、最悪の事態に対しては、最大限の規定を設けざるを得ず、懲戒規定も「患者の収容に当って、その意を患者に意識さすため罰則を設けた」と述べている（編集部「癩予防法案再度上程か!! 齊藤課長との懇談席上患者側決意を表明」、『菊池野』1953年4月号）。この後、菊池支部は学会に出席した200人に「『らい予防法案』修正を強く訴える電信を送」っている（事務局発第六九三号支部発第三一号「予防法問題に関するその後の情報」、『集成』戦後編第2巻）。

既に菊池支部の改正促進委員会は「正副総代、執行部より四名、評議会より四名、一般より各地区毎に選出された七名」によって構成するかたちに改められ、全園的なものとなっていた。齊藤課長らとの面会後の17日には「企画、調査、宣伝（「壁新聞園内ニュースを以て啓蒙）」、工作（「各寮に出向いて要旨徹底活動）」の4つの「専門部」が新たに設けられる。18日には一時中断していた投書活動を再開しているが、主に厚生省関係官向けに500通を目標として行われた。さらに、23日には「熊本大学教授伊藤氏を招聘して、ライ予防法改正について“法的見解”を聴取」している（「園内主要日誌」、『菊池野』1953年4月号）。齊藤課長らとの面会は菊池支部に投書活動の限界を痛感させていた。これらの一連の動きは、入所者の意思統一を図り、運動の在り方を新たな段階へと進めるための準備であった。

五 直接行動へー第一次ストライキ

4月27日、菊池支部は総決起大会を開き、公聴会に出席した宮崎松記に対して法案に対する見解を再度質すとともに、1カ月後に第一次ストに入ることを通告する。ストは「従来の文書活動のみを以てしてはらい予防法案の全面修正は目的を達し難い。本法案の通過制定に対する患者の強力な抗議の表示として実力行使に訴える意思に至った。これが採択は常時の機関である寮ごとの協議会の方法により、全入園者の賛否に問い大半の賛成を得、支部としての結論をみた」ことによるものだった（事務局発第七〇五号・支部報第三六号「菊池支部の作業拒否運動の詳報について」、『集成』戦後編第2巻）。文書活動と違い、患者作業のストライキは多くの入所者に影響する。予防法改正促進委員会を全園的なものへと改組し、「企画」、「調査」、「宣伝」、「工作」を担う「専門部」を設けたのもストライキを決行するためだった。

5月に入り、菊池支部は増重文ら2名を連絡員として全患協本部に派遣してストを通告するに至った経緯を説明するとともに、「全園友結束して本省に対し患者側の強い抗議をすることが最も効果的であり、単に一支部の問題としてではなく、本部として、全患協全体の問題として取り上げて貰いたい」と強く要望する。全患協本部は各支部に状況を説明し

て議論を重ねていたが、ストに賛成する支部は菊池、松丘、多磨の3園だけであり「統一的結論」を出せずにいた。20日、菊池支部は全患協本部に対して「25日迫る。本部の意向待つ」と打電し、本部は22日に「貴支部の方針通り進まれたし」と返電する。菊池支部は23日にも「斉藤課長と園長との面会結果、所長会議に於ける患者の要望斟酌するのみ期待持てず」、「予定通り決行す」と打電する。そして、24日、菊池支部は再び総決起大会を開いて決議文を採択すると、「総決起の歌」を歌いながら園内をデモ行進し、翌25日正午から第一次の無期限ストに突入する。デモには職員組合からの参加者も見られ、その様子はNHKニュースで全国に放送された（「改正運動の現況について」、『集成』戦後編第2巻）。

六 菊池支部の改正反対運動

園当局は「らい予防法案に対する入園者の反対運動経過日誌」（以下「日誌」という。）と題する詳細な記録を、5月24日から8月21日まで全3冊に分けてとっている（NO.1は菊池恵楓園所蔵、NO.2およびNO.3は『集成』戦後編第3巻）。以下に「日誌」と「らい予防法改正運動に見る菊池支部の動き」（『菊池野』1953年9月号、以下「菊池支部の動き」という。）を基に予防法成立までの菊池支部の動向を追ってみる。この間、菊池支部は膨大な電信や文書を発しているが、全てを紹介することはできないので、一部を紹介することとどめる。

5月24日、12時40分。菊池支部は、17時30分から総決起大会を開き、翌25日から第一次ストに入ることを園当局に通告する。これに対し園当局は「作業放棄した者に対しては作業賞与金は出せないと本省から指示を受けている」こと、園内デモは容認するが「秩序を保ち、暴力的な行為があってはならない」ことを伝えている。「日誌」には、マスコミだけでなく「駐在所2、隈府署2」が来訪したことが記載されている。園当局は総決起大会とストを通告された直後、最寄りの駐在所にデモ行進が行われることを連絡していた。25日、菊池支部は新たに設けた「保全委員会」を開き、「作業拒否箇所を監視するための機構並びに人員配置について」協議する（「菊池支部の動き」）。当日の面会で菊池支部は「職員を苦しめるための職場放棄ではないので、摩擦を起こさぬよう」に入園者と園当局の双方で注意したいと園当局に申し入れている。この後も菊池支部は職員の過負担を避けるための申し入れを度々行い、職員組合との提携にも努力している。27日午前の面会でも他の医療施設からの応援の有無について質問している。これに対する福光庶務課長の回答は「癩は特殊な所で好まないであろうから大きな期待は持てない」というものだった。面会后、職員組合と「作業拒否の個所(マ)につきよりよき運営を講じるため懇談」し、28日の面会でも直接宮崎に対して「作業拒否後の職員充足。早急厚生省に対し交渉要請」している。

29日、菊池支部は宮崎と面会して、「ストの目的は改正反対にあるが、これについて園

長は努力してもらいたい」と上京を要請する。宮崎は「本省並びに政府に対して反響は弱い。やるなら全園一斉に歩調を揃える必要があるのではないか。予防法案反対の努力は今後共継続する」と回答するが、それに加えて「何故ここばかり先走ってストに入ったか」と問い質している。菊池支部は、4月の日本らい学会総会の際に斉藤課長の話聞いて早速ストを決定したと回答している。

既にスト開始から1週間近く経っていた30日、「日誌」に初めて「県庁予防課と連絡協議」という県衛生部予防課の関与を示す記載が見られる。しかし、その後園当局が県衛生部予防課と連絡や協議を行った形跡は「日誌」には見られない。同日、熊本日日新聞は社説「らい予防法案と世間の偏見」の中で、「政府はまた社会の現実を直視し、らい撲滅に成功した先進諸国の例を慎重に検討し、患者の声も十分聞いて無理のない法案をつくりあげ、実施に際しては一方的な権力行使に陥らないよう注意すべきであるし、一方患者側も感情的になることなく十分冷静に考えて無用の摩擦や混乱をひきおこさないよう自覚してほしい」としていた。即日、菊池支部は「貴社の社説全患者感激の裡に拝見、御好意深謝す」と打電している。

七 国の強硬姿勢

6月に入り、1日に「園内在住の韓国人一同より資金カンパ」が行われている（「菊池支部の動き」）。宮崎は1日から7日まで東京に出張し、高田医務局次長に菊池支部の要望を伝えている。早速、菊池支部は9日に面会を申し入れ、宮崎に法案提出の時期など厚生省の方針を確認しようとしている。出張の際、宮崎は高田医務局次長が法改正について「かなり強硬のように見受けられた」（「東京主張報告、昭和28年6月1日より同7日」、「日誌」）としているが、面会の際、このことを菊池支部に伝えてはいない。菊池支部は、厚生省が「痛痒を感じないのであれば他にどのような方法があるか」と宮崎に尋ねている。宮崎は「本園だけではそれほどの効果は期待できない。むしろ患者の全体的足並みを揃えるべき」と5月29日と同じ回答を繰り返す。ところが、この日の宮崎は「お隣の敬愛園は勿論、愛生園などストには反対の態度をとっているではないか」と揺さぶりをかけてくる。また、「園長がイニシアチブをとって、全国施設に呼びかけて患者と一団となって運動をして呉れないか」という要請には、「現在の施設長の年令、園歴から云って自分がイニシアチブをとることはむしろ他の諸君の反感を買って逆効果になる惧れがある。何と云っても光田愛生園長の発言力は大きい、この運動を成功させるためには僕ばかりいやいややってもだめだ」、「病名変更も自分は極力主張して来たが衆寡敵せず、病名改善の問題は実現しそうもない。若しこれが最初に光田園長によって主唱されてあったとすれば、すでにこの問題は実現したと思うが、自分が出したために却って逆効果になったような感がする。万事この通りで」と、光田健輔の名を挙げながら自らの無力さを訴えている。菊池支部は面会の最後に5月26日付の山陽新聞を宮崎に見せている。記事には「愛生園は平

穩」と題する長島愛生園事務官の談話が寄せられていた。談話は「元来熊本は病院が陸続きのため毎日患者が十人、二十人と市内へ散歩に出かける現状だから余計に痛切に束縛を感じるのでしょう」とされていた。談話の内容は事実誤認であり、菊池支部と園当局の双方にとって看過できないものだった。宮崎は「まことに遺憾なこと」であり「どうも愛生園、敬愛園のようなやり方は我々の腑に落ちない」と不快感を露わにする。日付や内容は確認できないが、星塚敬愛園から九州医務出張所に対して菊池恵楓園を批判する投書も出されていた。当日の「日誌」は「一向納得が行ったように見受けられた」「職員患者一同調らかな気持ちで面会終る」と締めくくられている。翌 10 日、宮崎は曾田医務局長に「園内は目下平静。状況は先般本省に於いて申し上げた予想の通りになりつゝあり。解決の機熟するのを待つて居ります」と打電する。宮崎は事態の収拾に自信があったのだろう。

しかし、「平静」さは意外なところから破られる。6月12日、熊本県の蟻田重雄衛生部長が東京出張からの帰任談の中で「社会不安をかもすような場合があれば国警にも連絡して取締る」と語ったことが、当日の19時にNHKラジオで報じられる。早速、菊池支部は20時40分に面会を申し込み、志賀医務課長に対して蟻田の真意を確かめるよう依頼する。21時50分には熊本中央放送局に「七時ニュース、蟻田部長談にあった社会不安を呉える(ぐ)っというようなことは無い。今後も無い。園と患者の見解亦同じ。茲に声明す」と打電し、連絡員として全患協本部のある多磨全生園にいた増重文に対しても「蟻田県衛生部長帰任談ラジオ。本省修正の意思なし。弾圧の気配あり」と打電する。翌日、蟻田の帰任談は西日本新聞でも報じられるが、「改正案を政府は決定方針であり、提出すると強硬なハラを決めており、万一の場合にも強気であたることにしている……恵楓園の場合なんか不慮の事態は避けたいと思う。ちかく患者代表と話合いに動くつもりだ。厚生省からはちかく熊本の国警市警にたいし文書で万一の場合に備え十分の準備をするよう懇請するもようだが県としてもいろいろの場合の措置を考えたいと思っている」（「不慮の事態は避けたい／恵楓園問題／蟻田部長の帰任談」というものだった。厚生省の強硬姿勢を明らかにした蟻田の発言は不用意にも程があり、厚生省から具体的な話は聞けないとしてきた宮崎の面目は丸つぶれだった。13日に蟻田は恵楓園を訪れているが、「日誌」には「志賀医務課長、県衛生部長訪問」としか記載されていない。翌1954（昭和29）年の三月定例県議会における黒髪校事件にかんする質問に対して、蟻田はこのときの帰任談を自ら「蟻田放言」と表現し、厚生省から箝口令が出されているので個人的な意見は述べられないと答弁することになる（別冊『資料編』「戦後熊本県会会議録」参照）。

法案が衆議院に上程されるという情報が流れた直後の6月21日、午前に行われた面会はやや荒れたものとなる。菊池支部は「国会に上程されてからでは手おくれになる。早速上京して本省の立場を確かめて欲しい」と再び要請するが、宮崎は「君等は僕にばかりいろんなことを要望するが、これは恵楓園だけの問題ではなく全園所長が同じ気持ちで本省に当たらなければ効果がない。本園だけがすでに先走ってストをやるなど早計ではないか。本省政府並びに国会方面は今回の運動の元凶は恵楓園の患者という様な印象を呉えていると

いうことは遺憾である」と答えにならない回答をしている。菊池支部は「文書活動の限界はすでに越えたのでこれからは実力行使を強化」して、第二次ストやハンストを起こす可能性について言及する。これに対し、宮崎は「実力行使をやらない事を勧告する」と言い渡す。同日午後、全患協から「二十五日一斉検診家族訪問の企てあり本省各県に反対せよ」と入電する。どこから、どのようにして生じた「デマ」か定かではないが、入所者のあいだには動揺が広がっていた。即座に菊池支部は再度面会を申し込んでいる。翌 22 日の面会后、菊池支部は「恵楓園患者一同」名で「家族検診絶対反対。これが施行された場合最悪の事態の責任は本省に在り。善処望む」と医務局長、結核予防課長、九州医務出張所、九州各県衛生部長に打電する。23 日、厚生省は正式に家族検診について否定するが、翌 24 日、上京中の宮崎は庶務課長宛に「法案は本日本省に於て検討中。国会提案の期日については確定居らず。要望入れらるる様目下関係方面に陳情しつつあり。患者の自重を望む。家族検診について本省から通牒した事実なし」と打電し、菊池支部にも電文を見せるよう指示している。当然、菊池支部はこの内容を全患協本部へ報告している。また同日、菊池支部の役員は職員組合の全員と懇談しているが、第二次ストを見こしてのことだと考えられる。

「救らいの日」に当たる 6 月 25 日、全生園にいた加納支部長は、菊池支部に「一部修正の意向なるも満足なる解答(マ)にあらず」と打電している。同日、菊池支部は来園した全医労の井上委員長と面会し、今後の方針などについて協議している。この日、熊本日日新聞は同日付の社説「ライ予防週間に当たって」で再び予防法改正反対運動を取り上げている。社説は「プロミンなどの投与によって困難ではあるが、臨床的に治癒することが証明」され、「オソルベキ伝染病という考えが訂正されなくてはならぬ時期がすでに来ている」とした上で、「にもかかわらず、政府は、ライを、結核や法定伝染病以上にオソルベキ伝染病だと世人に印象づけるような措置を講じようとしている。それが、今国会に提出されることになっているらい予防法案だ。……われわれは、「らい患者の福祉を図る」ための立法をなそうとする人たちが真に患者たちの福祉を思うならば、患者の気持になって、その方を完全なものに訂正することをのぞんでやまない。ライの患者は、忌まるべきものではなくて、同情せらるべきものである。それは、患者だけでなく、その肉親にまで及ぶべきものである」とまとめられていた。菊池支部は「他社に見られぬ社説で二度も取上げられ、全患者涙こぼるゝ思ひ。貴社に心から深謝す」と再び打電している。

八 第二次ストライキ

6 月 27 日、全患協本部から「七月一日より第二次ストに突入せよ」という指示が入電する。「六・二六水害」のために帰園が遅れていた宮崎は不在だったが、28 日 18 時に菊池支部は患者大会を開き、6 月 30 日の 17 時 30 分から第二次ストに突入することを園当局に通告する。

7月1日、法案が衆議院に上程され、全生園から第一次陳情団が国会に向かったことが13時のNHKニュースで報じられる。これを受けて菊池支部は衆参両院の厚生委員に「陳情団への確約を」、山県厚相・曾田医務局長・斉藤療養所課長には「具体的改正案を示せ」、藤楓協会には「貴協会は患者を見殺しにするのか」とそれぞれ打電する。電文には「重大決意」「死を賭して」「我等の死を乗り越えよ」などと記されていた。翌2日早朝、菊池支部の下に6月30日発の電信が数分の間に立て続けに届く。「医務局長が明日中に提出と言明」「提出された。十八条と五阡円削除のみ。最悪事態、全力を尽くして反対せよ」「法案阻止のため厚生委員、地元代議士に打電せよ。実力行使を強めよ」という内容だった。「実力行使を強めよ」という指示を受けて、菊池支部は「患者七名午後六時を期してハンストに入る旨」を園当局に通告し、衆参両院の厚生委員長に「今夕六時、八名無期ハンストに入る。拡大の恐れあり。善処乞ふ」と打電する。さらに、22時15分、7月4日17時より第三次ストに入ることを園当局に通告する。第二次、第三次とストを拡大することは、職員の過負担を招くことになる。そのため3日の面会で、菊池支部は臨時雇用員を本雇いにするを何度も要請するが、志賀医務課長は「何度云ってもどうにも仕様はない。これが不誠実だと云うなら課長を弾ガイしたらどうだ」とストを拒否する。「日誌」は、この日の面会を「訣別」と表現している。同日、菊池支部は各マスコミにハンストが始まったことやストが拡大している状況を打電している。

4日、8時に「園長の至急上京を実現させよ。支部の全死力をあげて戦へ。本部要望」と入電する。これを受けて、菊池支部は14時に重病患者の付き添いを除き「本日午後六時より全面的作業拒否」（第4次スト）に入ることを園当局に通告する。この直後、衆議院の緊急本会議において討論もないまま無修正で法案が可決される。20時、増重文から「原案のまま可決さる。努力の足らざるを詫びる」と入電するが、菊池支部は「衆院通過電見た。我等悲憤に耐えぬ。四日十七時全面拒否。ハンスト五四名。拡大の見込。今後の方針知らせ」と返電する。「日誌」には「夜を徹して」と表現されているが、4日から5日にかけて菊池支部と園当局との間で「第3次スト、全面ストに対する職員側の協力範囲等につき談合」が行われる。この日の「日誌」は「国警巡查数名園内を偵察監視す」という記載で終わっている。園当局の要請によるものかどうか不明であるが、事態は緊迫していた。

5日午前、連絡員の増から「陳情坐り込み中なるもハンスト一時中止す。菊池にても慎重考慮されたし」と入電する。午後、菊池支部は増に「園長五日上京し貴殿本部と共に行動確約す。なお林園長とも相談の上、対処する言あり。よく共闘せよ」と打電する。4日夜から5日にかけて断続的に行われた「談合」の内容は、ハンストを一時中止にする代わりに宮崎が「全患協本部と協議の上行動を共にする」というものだった。「日誌」には5日付の宮崎宛の声明書が綴じられているが、「貴殿の約束された」ことに「期待し本日午後六時よりハンガーストライキを一時中止する但し貴殿が前記の約束に違反したと認めるときは園長としての責任を問うものである」と記されている。「日誌」によれば、5日の18時段階で57人に達していたハンストは18時半に中止され、その約30分後に全患協本部から

「現在闘争本部の活動に信頼しハNST中止せられたし」と入電している。また、午後 12 時に全面的作業放棄も中止され、第 3 次ストの線に戻される。4 日から 6 日にかけての動きは、「日誌」、「菊池支部の動き」、厚生省への報告である「入園者その後の動静について（第六報）」の間で記載がやや異なっている。「日誌」に記載された電信の入電・受電の時刻からすれば、菊池支部は本部の明確な中止命令よりも前にハNSTを一時中止したことになる。

宮崎は上京し、一応、「共闘」の姿勢を見せはしたが、事態は一向に好転しなかった。7 月 8 日の 23 時、菊池支部は第 5 次ストを「七月十日昼食より十二日の昼食まで実施する」ことを園当局に通告する。しかし翌 9 日、全患協本部と連絡員の増の双方から、参議院厚生委員会が慎重審議を約束したことからストを緩和するよう入電し、10 日から第 2 次ストの線まで戻すことになる。

一進一退を続けながらストは長期化していた。菊池支部は 7 月 19 日の 8 時から 15 時にかけて園内でスト継続について世論調査を行っている。結果には園当局も強い関心を持っていた。「日誌」によれば、結果は、賛成 978 票、反対 288 票、白紙 17 票、無効 6 票（計 1289 票）だった。また、「日誌」には「最后的打合せ」と記されているが、同日 16 時から始まった面会で、菊池支部は 7 月 21 日夕食から 30 日昼食までのあいだ食事運搬作業を拒否する旨の通告書を提出する。

29 日、午前の面会で菊池支部は東京や九州出張所へ行くために一時外出の許可を求めている。園当局は東京へ行くことは許可しなかったが、九州医務出張所へは職員を同行させて、自動車で送迎することを認める。同日、国会前の座り込みの応援のために菊池恵楓園から玉城正秀ら 4 名が出発しているが、「日誌」には記載されていない。また、同日に「第三区一同」の名で宮崎に対して出された「決議文」には「厚生省(マ)に於ての証言を取消し国会に之を打電」し、「法案が国会を通過する時は園内のちつじよ(マ)保持困難なるを国会へ打電」することを「証認なき時は我等は社会へ進出し之が協力援助求める」と記されていた（「決議文」、『集成』戦後編第 3 巻）。

7 月 30 日、菊池支部は 6 時半に面会を申し込み、「患者大会を開き、本館前座込み、県庁へ等申し入れ」ることを通告する（「菊池支部の動き」）。福光庶務課長は中止を説得するが、通告通り 8 時半から患者大会が開かれ、決議に基づいて熊本県庁への陳情団が送り出される。9 時には全患協本部に「参議院の状況知らせ。出張所と県庁へ陳情なす。園本館前坐込み中」と打電される。翌 31 日、陳情の様子を熊本日日新聞は「患者代表ら県庁へ／“予防法流案え申し入れ”」と題して、次のように報じている。

五月二十五日軽患者による配膳作業拒否の第一次ストいらい現在まで第五次ストを続行しているが、法案はすでに衆議院を通過して三十日参議院にかけられるというので、三十日午前八時半から恵楓園で患者大会を開き、八百名はその場に座り込むとともに患者輸送車に乗った二十二名が決議により同園志賀医務課長に伴われ、知事あて

の陳情書をもって県庁を訪ねた。代表は県庁裏に待機したのち、知事不在のため蟻田衛生部長と玄関前の炎天下で約三十分にわたって会見、強制収容、検診反対など五項目の要望を述べて“ライ予防法案を流棄にしてもらいたい”と申入れた。これに対し蟻田部長は“陳情の趣旨は中央に打電する”と答えて午後零時半一行は引揚げた（「患者代表ら県庁へ／“予防法流案え申し入れ”」）。

31日早朝、上京していた玉城から「三一日通過のおそれあり（直ちに園外に坐込抗議せよ）多磨すでに決行す」と入電する。この日、座り込みが行われていた本館前で、宮崎は三園長証言を正式に取り消し、その旨を厚生省と厚生委員会に打電することを明言する。座り込んでいた入所者たちは、これを拍手で迎えた（前掲「菊池支部の動き」）。21時40分、菊池支部は全生園と愛生園に対して「参議院厚生委員に於ける癩に関する参考意見は取消す。宮崎園長より参議院議長、厚生委員長へ打電す」と打電する。

九 法案の可決

しかし、8月1日、法案は9項目の付帯決議を附して参議院厚生委員会を通過する。同日、熊本日日新聞は「患者五名が無断外出した情報」を掴んだ熊本市警局が国家地方警察本部に連絡して「捜査手配中」であり、「県衛生部予防課では国警、市警に協力捜査」していることを報じている。一方、菊池恵楓園は「無断外出したものがあるかどうかわからない」という談話を寄せている（「ライ患者が無断外出／改正法案に反対、福岡へ？」）。2日、菊池支部は長崎、大分、佐賀の各県庁へ陳情団を出す許可を求めるが、園当局はこれを許可せず、代理として職員を派遣することで落ち着く。6日、正午のNHKニュースが参議院本会議で法案が可決されたことを報じると本館前の座り込みは解かれたが、翌7日、13時から菊池支部は癩予防法改悪抗議大会を治療場前広場で開く。園内をデモ行進し、本館前で決議文、声明書、抗議文を出す。この時、厚生省では座り込みが続けられ、9項目の付帯決議と次国会での法案の修正について陳情団と厚生省との直接交渉が続けられていた。13日の最終交渉後に厚生省での座り込みは解かれ、8月15日に「らい予防法」が施行される。この間、菊池支部は全患協本部の指示に基づいて陳情団に対する激励文を打電するだけでなく、厚生省をはじめとする関係各所に「陳情団に誠意ある回答を請ふ」旨の電信を送り続けている。また、「日誌」によれば、17日に菊池支部は入園者一同、菊池支部、竜田父兄会の名で「竜田寮の移転」を要請する電信を5通、関係各所に打電している。さらに、菊池事件の容疑者とされたF氏に対する死刑判決が8月29日（求刑は7月27日）に下されるが、本館前で座り込みを続けていた入所者からは「『Fさんを死刑から救え』という声が強くなり高まってきて、数日をおいて、菊池支部は独自の立場でFさん減刑運動に乗り出し」ていた（前掲「人権の危機」—ハンセン氏病患者に死の判決—）。らい予防法反対闘争から間もなく、全患協の本部が置かれることになった菊池支部は、黒髪校事件と菊池事件の

減刑嘆願運動に取り組むことになる。

以上見てきたように、菊池支部は改正促進運動から反対闘争に至るまで一貫して先駆を担った。菊池支部の運動は「権利のための闘争」そのものであり、一千床増床に伴う「無らい県運動」の激化が、その背景にあったといえる。